

# 第118期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

株式会社 **愛媛銀行**

「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ウェブサイト（アドレス <https://www.himegin.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

# 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

## <業務の適正を確保する体制の内容の概要>

当行は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つと位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に全役職員が法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等を定めるほか、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たせる体制を構築する。
- ② 取締役会は、「ふるさとの発展に役立つ銀行」を経営理念に掲げ、中期経営計画において、「金融プラス1戦略」の推進、「効率経営の実践」、「強固な経営基盤の確立」を基本方針として取り組む。また、6次産業化による第一次産業支援や中小企業等の海外進出支援を行うなど、地域の一員として社会貢献活動にも積極的に取り組む。
- ③ 取締役会は、社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対して、毅然とした対応がなされるよう態勢整備を行う。
- ④ 取締役会は、犯罪によって得られた資金やテロリストやその関係者への資金供与には、金融機関を通じて取引されるリスクがあることを認識したうえで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策がなされる態勢整備を行う。
- ⑤ コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ⑥ 取締役会は、コンプライアンスに関する年次活動計画を決定し、その進捗状況についてリスク管理部から定期的に報告を受ける。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
- ⑦ 取締役会は、職務執行の適切性を確保するため、法令および定款等の遵守体制、並びに重大な損失の発生を未然に防止するリスク管理態勢等を構築し、監査役はこれを監視・検証を行うほか必要に応じて助言または勧告する。
- ⑧ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部、監査役および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
- ⑨ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する規程等に従い保存・保管を行う。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係る信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクをできる限り定量的に把握するとともに、リスク管理を経営の最重要事項の一つと位置づけ、内外の経営環境の変化に対応できる適正な管理と運営が図れるよう、リスク管理基本方針およびリスクカテゴリーに応じた管理方針・管理規程を定める。
- ② リスク管理態勢の運営を統括する部署としてリスク管理部を置き、リスクのカテゴリー毎に主管部等を定め役割と責任を明確化する。また、リスクの全行的把握と経営の健全性を確保するためリスク管理委員会を設置するほか、市場リスクおよび流動性リスクについては、ALM委員会にて分析・検討する。

- ③ リスク管理統括部署は、リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理態勢の管理状況等を半期ごとおよび必要に応じて取りまとめ取締役会へ報告する。またリスク管理上、重大な問題が生じた場合はリスク管理委員会を招集し、その結果を取締役に報告する。
  - ④ 大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明確にするため緊急時対策基本規程に基づき、マニュアル等を定める。
  - ⑤ 監査部は、リスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、法令等で定められた事項、経営の基本方針、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針およびその他経営に関する重要事項を決定し、取締役による業務の執行状況を監督する。
  - ② 取締役会が決定した経営の基本方針に基づき迅速かつ効率的な業務を執行するため、取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、経営に関する全般的執行方針、その他取締役会から委任された重要事項を決定する。
  - ③ 取締役は、担当する業務の執行状況について、3か月に1回以上、取締役会に報告する。
  - ④ 取締役および使用人の意思決定および業務執行が、合理的かつ効率的に行われるよう職務権限基準、業務分掌、およびその他の各種規程等を定め、取締役、本部および営業店における各職位の権限と責任を明確にする。
  - ⑤ 将来の事業環境や効率的な経営資源の配分を考慮のうえ中期経営計画および年次予算を策定し、全行的な目標を設定する。本部および営業店においては、その目標達成に向け具体的計画を策定し実行する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 全役職員は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つとして認識し、「コンプライアンスマニュアル」に定められた、法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等に沿って、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たしていくよう努める。
  - ② コンプライアンス全般を総括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
  - ③ 取締役会が定めたコンプライアンスに関する年次活動計画を全役職員は着実に実行し、その進捗状況についてはリスク管理部から取締役会へ定期的に報告を行う。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
  - ④ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部、監査役および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
  - ⑤ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社における経営方針および業務の執行が適切なものとなるよう、取締役会と監査役を設置するとともに、親会社から役員を派遣して業務の執行状況を監督する。
  - ② 子会社の業務執行状況については、子会社管理規程に基づき経営管理部が報告を受け企業集団として適切な管理を行う体制とする。
  - ③ 子会社においても、親会社に準じ、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、業務の適正を確保する体制を整える。
  - ④ 当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、子会社に対しても当行監査部が監査を行い、子会社の役職員も「企業倫理ホットライン」に直接報告できるものとする。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、頭取は監査役と協議のうえ必要な人員を配置する。
- (8) 前号の使用人に対する取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人については、取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の人事異動・考課・懲戒等の処分については監査役会の事前承認を必要とし、任命を受けた使用人は、監査役の指示に従い業務を行う。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当行およびその子会社の取締役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および取締役の職務遂行に関して不正行為や法令等に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
  - ② 行内および行外の「企業倫理ホットライン」に通報された情報は、遅滞なくリスク管理部担当役員に報告する。
  - ③ 上記の報告を理由としての懲罰や人事考課など報告者にとって不利益となる取扱いは行わない。
- (10) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会およびコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
  - ② 監査役は、監査役会規程および監査役監査規程に基づく独任性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人および監査部と密接な連携を図る。
  - ③ 当行およびその子会社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を請求した場合には、その費用について速やかに処理する。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 内部統制システムに関する取組

当行は、取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、経営状況や環境等の変化に応じ適宜見直しを図り、体制の充実と強化に取り組んでおります。また、マネロンおよびテロ資金供与対策強化のため、規程・マニュアルの整備やシステムの導入など積極的に取り組んでおります。

##### (2) コンプライアンスに関する取組

「コンプライアンスマニュアル」を定め、リスク管理部は子会社を含めて総括的指揮を行っております。また、監査部は、法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

##### (3) リスク管理に関する取組

リスク管理部は、リスク管理の実効性を確保するため、リスク管理態勢の管理状況等を半期ごとおよび必要に応じて取りまとめ取締役会へ報告を行うとともに、監査部がリスク管理態勢の監査を実施しております。

(4) 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取組

取締役は、担当する業務の執行状況について、取締役会で報告しております。また、常務会は、原則週1回以上開催され、より迅速で効率的な業務執行に貢献しております。

(5) 内部監査に関する取組

当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、当行および子会社に対して監査部が内部監査を実施しております。

(6) 監査役への情報提供に関する取組

取締役会、常務会等重要な会議には監査役が参加しております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な会議等により意思の疎通と情報共有を行っております。



# 第118期 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
					積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	21,367	15,502	15,502	5,864	60,786	6,085	72,736
会計方針の変更による 累積的影響額						△95	△95
会計方針の変更を反映し た当期首残高	21,367	15,502	15,502	5,864	60,786	5,990	72,641
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						△1,178	△1,178
当期純利益						5,339	5,339
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩						283	283
有形固定資産 圧縮積立金の取崩					△0	0	—
別途積立金の積立					4,000	△4,000	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	3,999	444	4,444
当期末残高	21,367	15,502	15,502	5,864	64,785	6,435	77,085

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△557	109,049	30,820	6,636	37,457	146,507
会計方針の変更による 累積的影響額		△95				△95
会計方針の変更を反映し た当期首残高	△557	108,954	30,820	6,636	37,457	146,412
当期変動額						
新株の発行		—				—
剰余金の配当		△1,178				△1,178
当期純利益		5,339				5,339
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	41	41				41
土地再評価差額金の取崩		283				283
有形固定資産 圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△22,404	△283	△22,687	△22,687
当期変動額合計	39	4,484	△22,404	△283	△22,687	△18,203
当期末残高	△517	113,439	8,416	6,353	14,770	128,209

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,463百万円であります。

## (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

## (4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式給付信託（BBT）制度による当行株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。役務取引等収益の一部（債券の事務委託手数料等）は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものであるため、経過期間に基づき収益を認識しております。

## 9. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 10. 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（除くETF）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益17百万円を計上しております。

## 11. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。



## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度における影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券については原則として決算期末 1 カ月の市場価格等の平均に基づいた時価により評価しておりましたが、当事業年度末より事業年度の末日の市場価格等により評価しております。

## 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 13,364 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、今後一定程度継続するとの想定のもと、一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、与信関係費用への影響は限定的な範囲に留まるとの仮定をしております。こうした仮定のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に影響が大きいと判断した業種については、その影響額を追加で見積り、貸倒引当金を計上しております。

#### ③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、当面続き、終息時期を見通すことは困難であると考えます。加えて、ウクライナ情勢緊迫化に伴う、地政学リスクの高まりなどの影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,902百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されているもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,214百万円
危険債権額	26,605百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,563百万円
合計額	32,382百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,855百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 86,348百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,323百万円

債券貸借取引受入担保金 1,239百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,795百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金165百万円及び中央清算機関差入証拠金12,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、319,033百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が317,093百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 8,745 百万円下回っております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 22,648 百万円  
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,100 百万円  
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 17,584 百万円であります。  
10. 1 株当たりの純資産額 3,281 円 56 銭  
11. 関係会社に対する金銭債権総額 4,605 百万円  
12. 関係会社に対する金銭債務総額 4,598 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	23百万円
役務取引等に係る収益総額	71百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	45百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	538百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	725百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 1株当たりの当期純利益金額 136円70銭

3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額504百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	48百万円
中国地域	営業用等	土地	335百万円
四国地域	営業用等	建物	109百万円
中国地域	営業用等	建物	10百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引金額 (百万円)	取引の内容	期末残高 (百万円)
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市	50	クレジットカード業務・保証業務	100%	・金銭貸借 ・預金取引 ・支払承諾	保証料の支払 538 代位弁済の受入 215	当行貸出金の被保証	被保証残高 149,600

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である(株)愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	388	1	33	357	(注) 1 (注) 2 (注) 3

(注) 1 当事業年度末の自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当行株式213千株が含まれております。

(注) 2 自己株式の増加1千株は単元未満株式の買取による増加であります。

(注) 3 自己株式の減少は役員株式給付による減少であります。

## 2. 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高		当事業年度変動額		当事業年度末残高	
有形固定資産 圧縮積立金	32	百万円	△0	百万円	32	百万円
別途積立金	60,753	百万円	4,000	百万円	64,753	百万円

## (有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△3

## 2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,007	3,013	6
	その他	—	—	—
	小計	3,007	3,013	6
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,577	14,393	△184
	その他	—	—	—
	小計	14,577	14,393	△184
合計	17,584	17,406	△178	



3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	1,902
関連法人等株式	—

4. その他有価証券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	42,658	18,562	24,095
	債券	101,201	99,979	1,222
	国債	36,824	36,457	366
	地方債	41,321	41,126	195
	短期社債	—	—	—
	社債	23,055	22,395	660
	その他	99,172	96,545	2,626
	小計	243,031	215,087	27,944
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	2,090	2,525	△434
	債券	88,011	88,869	△858
	国債	20,673	21,055	△382
	地方債	65,344	65,809	△465
	短期社債	—	—	—
	社債	1,992	2,003	△11
	その他	234,053	249,245	△15,191
	小計	324,155	340,640	△16,485
合計	567,187	555,727	11,459	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	3,860
組合出資金	2,217

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	569	113	62
債券	2,947	77	—
国債	—	—	—
地方債	2,947	77	—
社債	—	—	—
その他	7,273	82	512
合計	10,790	273	575

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

## 6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は0百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,806	百万円
減価償却損金算入限度額超過額	115	
その他	2,296	
繰延税金資産小計	7,218	
評価性引当額	△5,080	
繰延税金資産合計	2,137	
繰延税金負債		
有形固定資産圧縮積立金	△15	
その他有価証券評価差額金	△3,042	
繰延税金負債合計	△3,058	
繰延税金資産の純額	△920	百万円

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,367	15,502	77,760	△557	114,072
会計方針の変更による 累積的影響額			△135		△135
会計方針の変更を反映し た当期首残高	21,367	15,502	77,624	△557	113,937
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△1,178		△1,178
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,779		5,779
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				41	41
土地再評価差額金の取崩			283		283
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		314			314
当期変動額合計	—	314	4,884	39	5,238
当期末残高	21,367	15,816	82,509	△517	119,176

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	32,842	6,636	△50	39,428	1,396	154,897
会計方針の変更による 累積的影響額						△135
会計方針の変更を反映し た当期首残高	32,842	6,636	△50	39,428	1,396	154,762
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当						△1,178
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,779
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						41
土地再評価差額金の取崩						283
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△23,527	△283	△98	△23,909	△1,184	△25,093
当期変動額合計	△23,527	△283	△98	△23,909	△1,184	△19,854
当期末残高	9,314	6,353	△148	15,519	212	134,907

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類の作成方針

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎんリース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

② 非連結の子会社及び子法人等 9社

会社名

株式会社西瀬戸マリパートナーズ

株式会社フレンドシップえひめ

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド 2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

えひめ一次産業応援投資事業有限責任組合

合同会社コラボロン西瀬戸 1

合同会社コラボロン西瀬戸 2

合同会社コラボロン西瀬戸 3

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 7社

会社名

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド 2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

えひめ一次産業応援投資事業有限責任組合

合同会社コラボロン西瀬戸 1

合同会社コラボロン西瀬戸 2

合同会社コラボロン西瀬戸 3

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社西瀬戸マリパートナーズ

株式会社フレンドシップえひめ

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行2,463百万円、連結される子会社及び子法人等297百万円であります。



連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式給付信託（ＢＢＴ）制度による当行株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積り、計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 収益の計上方法

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。役務取引等収益の一部（債券の事務委託手数料等）は、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものであるため、経過期間に基づき収益を認識しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外

貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託（除く E T F）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は、「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。当連結会計年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約・償還益 17 百万円を計上しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。この結果、当連結会計年度における影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券については原則として連結決算期末 1 カ月の市場価格等の平均に基づいた時価により評価しておりましたが、当連結会計年度末より連結会計年度の末日の市場価格等により評価しております。

## 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

### 1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,007 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

#### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、債務者が策定した経営改善計画等に基づき、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、今後一定程度継続するとの想定のもと、一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、与信関係費用への影響は限定的な範囲に留まるとの仮定をしております。こうした仮定のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に影響が大きいと判断した業種については、その影響額を追加で見積り、貸倒引当金を計上しております。

#### ③ 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、当面続き、終息時期を見通すことは困難であると考えます。加えて、ウクライナ情勢緊迫化に伴う、地政学リスクの高まりなどの影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されているもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2, 872百万円
危険債権額	26, 935百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3, 563百万円
合計額	33, 370百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,855百万円であります。
3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 86,348百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,323百万円

債券貸借取引受入担保金 1,239百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券2,795百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は174百万円及び中央清算機関差入証拠金12,000百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、325,838百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が323,898百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を 8,745 百万円下回っております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 22,807 百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,100 百万円  
 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 17,584 百万円であります。  
 9. 1 株当たりの純資産額 3,447 円 57 銭

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 116 百万円、株式等償却 0 百万円を含んでおります。  
 2. 1 株当たりの当期純利益金額 147 円 97 銭  
 3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 504 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	48 百万円
中国地域	営業用等	土地	335 百万円
四国地域	営業用等	建物	109 百万円
中国地域	営業用等	建物	10 百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。



(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	39,426	—	—	39,426	
合計	39,426	—	—	39,426	
自己株式					
普通株式	388	1	33	357	(注) 1 (注) 2 (注) 3
合計	388	1	33	357	

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当行株式213千株が含まれております。

(注) 2 自己株式の増加のうち1千株は単元未満株式の買取による増加であります。

(注) 3 自己株式の減少は役員株式給付による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	589	15.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月26日 取締役会	普通株式	589	15.00	2021年9月30日	2021年12月3日
合計		1,178			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案  
しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 589百万円     |
| ② 1株当たり配当額 | 15.00円     |
| ③ 基準日      | 2022年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 2022年6月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とする金融サービス事業を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを考慮し、預金やマーケットから資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。また、業務に付随する取引としてデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保

有目的、その他目的、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、運用調達の期間ギャップにより金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には業務に付随する取引として行っている金利スワップ取引及び為替予約取引があります。当行では、これらをヘッジ手段として、貸出金及び預金等に係る金利の変動リスクに対して繰延ヘッジ会計を適用しております。また、為替予約取引をヘッジ手段として、外貨建取引に係る取引をヘッジ対象として、繰延ヘッジ会計を適用しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク管理

当行グループは、当行の信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程等に従い、信用リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。信用リスク管理は、主管部を審査第一部とし、本部各部、営業店で行われて、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。

#### ② 市場リスクの管理

当行グループは、当行の市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程等に従い、市場リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。

##### (i) 金利リスク

金利リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。また、ALM委員会は、毎月リスクに係る情報を分析、検討し、必要に応じて常務会へ提言を行っております。

##### (ii) 為替リスク

為替リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。当行グループは、為替の変動リスクに関し、実需に基づくカバー取引等を行い適切に管理しております。

##### (iii) 価格変動リスク

価格変動リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っております。有価証券等の保有に関しては、半年ごとに市場リスクの限度枠等を設定し、ALM委員会及びリスク管理委員会に付議のうえ、常務会の承認を受けております。

##### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関し、取引の執行についてはフロント部門、管理についてはバック部門と業務分離を行い、相互牽制体制を確立しております。また、デリバティブ取引は実需に基づくヘッジ取引を目的に行っており、投機的なポジションは保持しておりません。

##### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、銀行業務における「有価証券」の価格変動リスク及び金利リスク、「預金・貸出金」の金利リスクに係る市場リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）を用いて月次で計測し、半年毎に設定するリスク限度枠の範囲内に収まるように市場リスク量を管理しております。

当行グループのVaRは分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：預金・貸出金・政策投資株式は6カ月、債券・純投資株式等は3カ月）により算出しており、2022年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,832百万円であります。なお、当行グループでは半年毎にバック・テストングを実施し、計測手法の有効性を確認の上、使用することとしております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられない、市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に従い、流動性リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。主管部を企画広報部及び資金証券部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会等を通じて、市場環境を考慮した長短バランスの調整を検討するなど、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	36,199	36,792	593
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	98	98	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,584	17,406	△178
その他有価証券	569,281	569,281	-
(4) 貸出金	1,833,546		
貸倒引当金(※1)	△9,455		
	1,824,091	1,830,439	6,348
資産計	2,447,255	2,454,018	6,762
(1) 預金	2,245,967	2,246,141	173
(2) 譲渡性預金	329,853	329,853	-
(3) 借入金	128,393	128,211	△181
負債計	2,704,214	2,704,206	△7
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△16,520	△16,520	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	△16,520	△16,520	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	6,383
組合出資金 (※3)	281

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損は 0 百万円であります。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 27 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金	320,540	-	-	-	-	-
コールローン及び買入手形	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	21,238	14,961	-	-	-	-
有価証券	27,741	104,558	79,728	108,288	132,110	68,777
満期保有目的の債券	4,641	8,074	4,869	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	23,100	96,483	74,859	108,288	132,110	68,777
貸出金 (※)	237,627	317,741	266,126	181,703	232,990	438,913
合計	607,147	437,261	345,854	289,992	365,100	507,690

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めない 29,651 百万円、期間の定めのないもの 128,792 百万円は含めておりません。

(注 3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金及び譲渡性預金 (※)	2,456,602	109,659	9,288	89	183	-
コールマネー及び売渡手形	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	1,239	-	-	-	-	-
借入金	115,924	5,495	2,700	803	790	2,679
社債	-	-	-	-	-	-
合計	2,573,766	115,154	11,988	892	973	2,679

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券				
売買目的有価証券	98	—	—	98
国債・地方債等	98	—	—	98
有価証券				
その他有価証券	95,412	420,230	—	515,642
国債・地方債等	22,677	141,487	—	164,164
社債	—	25,047	—	25,047
株式	46,789	—	—	46,789
その他	25,945	253,695	—	279,640
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	—	—	—
株式関連	—	—	—	—
資産計	95,510	420,230	—	515,741
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	△16,520	—	△16,520
株式関連	—	—	—	—
負債計	—	△16,520	—	△16,520

(※)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めてはおりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は53,638百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	36,792	36,792
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	17,406	17,406
社債	—	—	17,406	17,406
貸出金	—	—	1,830,439	1,830,439
資産計	—	—	1,884,638	1,884,638
預金	—	2,246,141	—	2,246,141
譲渡性預金	—	329,853	—	329,853
借入金	—	114,224	13,987	128,211
負債計	—	2,690,219	13,987	2,704,206

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資 産

#### 商品有価証券

商品有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには無担保コールレート、TIBOR、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に自行保証付私募債等がこれに含まれます。

#### 買入金銭債権

買入金銭債権については、裏付資産を分析し、元本回収率や配当率等を用いて将来キャッシュフローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、債権額から個別貸倒引当金を控除した金額を時価としております。当該時価は、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル2に分類しております。

### 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。算出された時価はいずれもレベル2に分類しております。

### 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合は、レベル3の時価、そうでない場合は、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	銀行業	リース業	計				
役務取引等収益	3,921	—	3,921	313	4,235	—	4,235
預金・貸出業務	2,273	—	2,273	—	2,273	—	2,273
為替業務	1,001	—	1,001	—	1,001	—	1,001
証券関連業務	—	—	—	—	—	—	—
代理業務	615	—	615	—	615	—	615
その他	30	—	30	313	344	—	344
顧客との契約から生じる経常収益	3,921	—	3,921	313	4,235	—	4,235
上記以外の経常収益	34,178	3,226	37,404	585	37,989	—	37,989
外部顧客に対する経常収益	38,099	3,226	41,325	899	42,224	—	42,224
セグメント間の内部経常収益	431	331	763	1,258	2,021	△2,021	—
計	38,531	3,557	42,088	2,157	44,246	△2,021	42,224
セグメント利益	8,614	78	8,693	666	9,359	△24	9,335
セグメント資産	2,881,248	9,184	2,890,432	10,256	2,900,689	△11,838	2,880,850
セグメント負債	2,752,764	6,902	2,759,666	4,530	2,764,197	△10,254	2,753,943
その他の項目							
減価償却費	1,631	7	1,638	36	1,675	—	1,675
資金運用収益	31,789	8	31,797	496	32,294	△47	32,247
資金調達費用	1,464	31	1,495	3	1,499	△23	1,476
特別利益	35	—	35	—	35	—	35
(固定資産処分益)	35	—	35	—	35	—	35
特別損失	565	—	565	—	565	—	565
(固定資産処分損)	61	—	61	—	61	—	61
(減損損失)	504	—	504	—	504	—	504
税金費用	2,732	51	2,783	220	3,003	△0	3,003
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(△減少額)	13	4	18	△21	△3	—	△3

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運營業務、クレジットカード業務等を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△24百万円は、セグメント間取引消去による減額24百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額△11,838百万円には、貸出金の消去4,596百万円、預け金の消去4,563百万円が含まれております。

(3) セグメント負債の調整額△10,254百万円には、借入金の消去4,596百万円、預金の消去4,563百万円が含まれております。

(4) その他の項目のうち、資金運用収益の調整額△47百万円及び資金調達費用の調整額△23百万円には、貸出金利息の消去23百万円が含まれております。

4. セグメント利益は、連結損益及び包括利益計算書の経常利益と調整を行っております。